

平成22年第6回常陸太田市議会定例会会議録

平成22年12月24日(金)

議事日程(第5号)

平成22年12月24日午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告 議案第78号ないし議案第97号
請願第8号及び請願第9号
- 日程第 2 議員提案第9号 議会活性化特別委員会の設置について
- 日程第 3 議員派遣について
- 追加日程 議員提案第10号 常陸太田市議会委員会条例の一部改正について
- 追加日程 議員提案第11号 TPP交渉への参加反対に関する意見書の提出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告(討論・採決)
- 日程第 2 議員提案第9号(提案理由説明・採決)
- 日程第 3 議員派遣(採決)
- 追加日程 議員提案第10号(提案理由説明・採決)
- 追加日程 議員提案第11号(提案理由説明・採決)

出席議員

議長	茅根 猛 君	副議長	山口 恒男 君
1番	藤田 謙二 君	2番	赤堀 平二郎 君
3番	木村 郁郎 君	4番	深谷 涉 君
5番	鈴木 二郎 君	6番	平山 晶邦 君
7番	益子 慎哉 君	8番	菊池 伸也 君
9番	深谷 秀峰 君	10番	高星 勝幸 君
11番	荒井 康夫 君	12番	成井 小太郎 君
14番	片野 宗隆 君	15番	福地 正文 君
17番	川又 照雄 君	18番	後藤 守 君
19番	黒沢 義久 君	20番	沢 畠 亮 君
21番	高木 将 君	22番	宇野 隆子 君

説明のため出席した者

市長	大久保 太一 君	副市長	梅原 勤 君
教育長	中原 一博 君	総務部長	大森 茂樹 君

市民生活部長	豊田紀雄君	保健福祉部長	安田隆君
産業部長	江幡治君	建設部長	菊池拓夫君
会計管理者	岡部芳雄君	水道部長	大和田猛君
消防長	菊池勝美君	教育次長	川上明文君
秘書課長	宇野智明君	総務課長	山崎修一君
監査委員	中村弘君		

事務局職員出席者

事務局長	時野谷 彰	副参事兼総務係長	吉成 賢一
主査兼議事係長	関 勝 則		

午前10時開議

議長（茅根猛君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は22名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（茅根猛君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 委員長報告

議長（茅根猛君） 日程第1，委員長報告を行います。

議案第78号から議案第97号，請願第8号及び請願第9号，以上22件を一括議題として，各常任委員会の審査の経過並びに結果について，各常任委員長の報告を求めます。

総務委員長益子慎哉君の報告を求めます。7番益子慎哉君。

〔総務委員長 益子慎哉君登壇〕

総務委員長（益子慎哉君） おはようございます。総務委員会の審査の結果について，お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成22年第6回常陸太田市議会定例会において，本委員会に付託された事件について，審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号，件名，審査結果の順にご報告いたします。

議案第78号常陸太田市行政組織条例及び常陸太田市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

議案第79号常陸太田市危険物の規制に関する手数料条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

議案第81号常陸太田市火災予防条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

議案第 88 号平成 22 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 3 号）について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位の賛同をよろしくお願いします。

議長（茅根猛君） 次、文教民生委員長深谷秀峰君の報告を求めます。9 番深谷秀峰君。

〔文教民生委員長 深谷秀峰君登壇〕

文教民生委員長（深谷秀峰君） 文教民生委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成 22 年第 6 回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第 103 条の規定によりご報告します。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第 82 号常陸太田市立幼稚園設置条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第 83 号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、原案可決すべきものと決定。

議案第 84 号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、原案可決すべきものと決定。

議案第 89 号平成 22 年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第 90 号平成 22 年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第 91 号平成 22 年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告します。議員各位のご賛同をよろしく願います。

議長（茅根猛君） 次、産業建設委員長高星勝幸君の報告を求めます。10 番高星勝幸君。

〔産業建設委員長 高星勝幸君登壇〕

産業建設委員長（高星勝幸君） おはようございます。産業建設委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成 22 年第 6 回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第 103 条及び 136 条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第 80 号常陸太田市水道事業給水条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第 85 号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、原案可決すべきものと決定。

議案第 86 号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、原案可決すべきものと決定。

議案第 87 号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、原案可決すべきものと決定。

議案第92号平成22年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、原案可決すべきものと決定。

議案第93号平成22年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、原案可決すべきものと決定。

議案第94号平成22年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算(第2号)について、原案可決すべきものと決定。

次のページに参りまして、議案第95号平成22年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、原案可決すべきものと決定。

議案第96号平成22年度常陸太田市水道事業会計補正予算(第2号)について、原案可決すべきものと決定。

議案第97号平成22年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算(第2号)について、原案可決すべきものと決定。

請願第8号T P Pへの参加に反対する請願、採択すべきものと決定。

請願第9号T P P交渉参加反対に関する緊急請願、採択すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長(茅根猛君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(茅根猛君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長(茅根猛君) これより討論を行います。

議案第80号について討論の通告がありますので、発言を許します。

22番宇野隆子君。

〔22番 宇野隆子君登壇〕

22番(宇野隆子君) 日本共産党の宇野隆子です。私は、議案第80号常陸太田市水道事業給水条例の一部改正についての議案に対して、反対の立場から討論を行います。

国の構造改革による規制緩和、長引く不景気のもとで、地域経済の疲弊、雇用の悪化が進み、生活格差の広がりとともに市民生活の困難が続いています。自治体が第一に行うべきことは、市民生活を守るための最大限の努力です。そういう中で、水道料金改正による大幅な値上げは市民生活を直撃します。

現在、常陸太田地区が1立方メートル当たり146円、金砂郷地区が198円ですが、来年度4月より1立方メートル当たり200円の料金が統一されることとなります。市の試算では、平成22年3月の水道料金で金砂郷地区の現行料金と比較すると、使用水量の少ない世帯と中心に、口径13、口径20ミリの多くの世帯 97.9%に当たりますが、こうした世帯で料金が引き下げとなりますが、常陸太田地区の料金も値上げすべきではありません。常陸太田地区は平均で

37%の大幅な値上げとなり、使用水量件数の多い13立方メートル前後では30%の値上げとなります。この使用水量件数は、平成22年度予算で口径13ミリの世帯件数は7,503世帯、口径20ミリは6,448世帯で、常陸太田地区全体の97.4%を占めています。

例えば、口径20ミリの一般家庭で試算しますと、18立方メートル使用すると、現行では2,887円になります。新料金では3,750円となり、863円の値上げとなり、年間1万356円の増となります。試算のとおり、約30%の上げ幅となります。高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者世帯の方々にとっては、基本料金8立方メートル以内、平均6.3立方メートルと言われておりますが、現行997円から1,500円になると毎月503円の値上げとなり、年間にすると基本料金内の使用で6,000円の負担増、いきなり大きな負担となるわけです。

今、年金生活者を取り巻く状況は大変厳しく、少ない年金生活者にとっては、毎日の暮らしを直撃する大きな負担となります。一般家庭にとっても大きな負担増です。特に高齢者世帯やひとり暮らし世帯への配慮がありません。本日この値上げ案が採択されることになれば、来年4月から値上げが実施されることとなり、市民生活の実態を無視した即値上げであり、市民生活は守れません。高齢者世帯への配慮を求めます。

水道は市民生活にとって欠かせないものです。料金は低く抑えて市民生活の向上、生活環境の向上を図るものだと思います。市町村合併では、サービスは高いほうに、負担は低いほうにと言ってきたこの目的はどこへ吹き飛んでしまったのでしょうか。常陸太田地区の市民にとって、水道料金の大きな値上げは認められません。執行部の努力を求めます。

なお、議案第88号一般会計補正予算から議案第97号までについて、人事院勧告に基づく給与等の減額補正がされております。私はさきの臨時議会において、人勧に基づく職員の給与に関する条例改正については反対をしておりますので、この件を申し添えておきます。

以上で反対討論といたします。

議長（茅根猛君） 以上で討論を終結いたします。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議案78号常陸太田市行政組織条例及び常陸太田市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、議案第79号常陸太田市危険物の規制に関する手数料条例の一部改正について、以上2件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議案第78号、議案第79号については、原案可決することに決しました。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

議案第80号常陸太田市水道事業給水条例の一部改正については、委員長報告のとおり、原案

可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（茅根猛君） 起立多数であります。よって、議案第80号については、原案可決することに決しました。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

議案第81号常陸太田市火災予防条例の一部改正について、議案第82号常陸太田市立幼稚園設置条例の一部改正について、議案第83号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第84号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第85号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第86号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第87号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第88号平成22年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号）について、議案第89号平成22年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第90号平成22年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第91号平成22年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第92号平成22年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第93号平成22年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第94号平成22年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第95号平成22年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第96号平成22年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第97号平成22年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について、以上17件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議案第81号から議案第97号まで、以上17件については、原案可決することに決しました。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

請願第8号TPPへの参加に反対する請願、請願第9号TPP交渉参加反対に関する緊急請願、以上2件については、委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、請願第8号、請願第9号については採択することに決しました。

日程第2 議員提案第9号

議長（茅根猛君） 次、日程第2、議員提案第9号議会活性化特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。17番川又照雄君。

〔17番 川又照雄君登壇〕

17番（川又照雄君） お許しをいただきましたので、お手元に配付してあります議員提案第9号について、文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第9号議会活性化特別委員会の設置について、上記について、別紙のとおり常陸太田市議会会議規則第14条の規定により提出します。平成22年12月24日提出。提出者、常陸太田市議会議員川又照雄。賛成者、常陸太田市議会議員荒井康夫、同じく高木将、同じく後藤守、同じく高星勝幸、同じく深谷秀峰、同じく菊池伸也、同じく益子慎哉。

提案理由でございます。常陸太田市議会の議会活性化について調査研究を行うため、本委員会の設置について提案するものであります。

次のページへ参ります。議会活性化特別委員会の設置について、常陸太田市議会委員会条例第6条の規定により、11人の委員をもって構成する「議会活性化特別委員会」を設置し、「常陸太田市議会の議会活性化について」をこれに付託の上、調査が終了するまでの間、閉会中も継続するものである。

以上、提案申し上げます、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（茅根猛君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第9号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長（茅根猛君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんのでこれにて討論を終結いたします。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第9号議会活性化特別委員会の設置については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第9号については、原案可決することに決しました。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

ただいま設置されました議会活性化特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、藤田謙二君、深谷渉君、益子慎哉君、菊池伸也君、深谷秀峰君、高星勝幸君、荒井康夫君、川又照雄君、後藤守君、高木将君、宇野隆子君、以上11名を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました11名を議会活性化特別委員会の委員に選任することに決しました。

この際、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

互選されるまでの間、暫時休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時31分再開

議長（茅根猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に開催されました委員会において、委員長、副委員長が互選されましたので報告いたします。

委員長、荒井康夫君、副委員長、深谷渉君。

以上であります。

日程第3 議員派遣について

議長（茅根猛君） 次、日程第3、お手元に配付してあります議員派遣についてを議題といたします。

議長（茅根猛君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（茅根猛君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第159条の規定により、お手元に配付いたしてありますとおりに決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付いたしてありますとおりに決しました。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

ただいま議員提案第10号常陸太田市議会委員会条例の一部改正についてが提出されました。これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第10号を日程に追加し、議題といたします。

追加日程 議員提案第10号

議長（茅根猛君） 議案を配付いたします。

〔事務局議案を配付〕

議長（茅根猛君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） 配付漏れなしと認めます。

提案理由の説明を求めます。17番川又照雄君。

〔17番 川又照雄君登壇〕

17番（川又照雄君） お許しをいただきましたので、議員提案第10号について、お手元に配付されました文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第10号常陸太田市議会委員会条例の一部改正について、常陸太田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成22年12月24日提出。提出者、常陸太田市議会議員川又照雄。賛成者、常陸太田市議会議員荒井康夫、同じく高木将、同じく後藤守、同じく高星勝幸、同じく深谷秀峰、同じく菊池伸也、同じく益子慎哉。

提案理由、常陸太田市行政組織条例の改正に伴い、常任委員会の所管の見直しを行うため、本条例の一部改正を行うものである。

次のページへ参ります。常陸太田市議会委員会条例の一部を改正する条例、常陸太田市議会委員会条例(平成3年常陸太田市条例第16号)の一部を次のように改正する。第2条産業建設委員会の項第3号中「水道部」を「上下水道部」に改める。

附則、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上、申し上げます、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（茅根猛君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第10号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第10号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長（茅根猛君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第10号常陸太田市議会委員会条例の一部改正については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第10号については、原案可決することに決しました。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

ただいま議員提案第11号TPP交渉への参加反対に関する意見書の提出についてが提出されました。これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第11号を日程に追加し、議題といたします。

追加日程 議員提案第11号

議長（茅根猛君） 議案を配付いたします。

〔事務局議案を配付〕

議長（茅根猛君） 配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） 配付漏れなしと認めます。

提案理由の説明を求めます。10番高星勝幸君。

〔 10 番 高星勝幸君登壇 〕

10 番（高星勝幸君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、議員提案第 11 号について、配付されました文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第 11 号 T P P 交渉への参加反対に関する意見書の提出について、上記について別紙のとおり決議し、地方自治法第 99 条の規定により、政府及び国会に意見書を提出するものとする。平成 22 年 12 月 24 日提出。提出者、常陸太田市議会議員高星勝幸。賛成者、常陸太田市議会議員鈴木二郎，同，宇野隆子，同，黒沢義久，同，茅根猛，同，菊池伸也，同，平山晶邦。

提案理由、国においては、国内農業を守り農村の振興を図るため、T P P 交渉に参加することがないよう意見書をもって要望するものである。

次のページに参ります。T P P 交渉の参加に反対する意見書（案）。政府は、米国、豪州など 9 カ国が行う T P P（環太平洋連携協定）交渉への参加を検討していますが、T P P は関税撤廃の例外措置を認めない完全な貿易自由化を目指した交渉であります。我が国は、既に世界でも最も開かれた農産物純輸入国であり、食料自給率は先進国と比較して著しく低い状況にあります。このような中、関税の完全撤廃を目指す T P P を締結すれば日本農業が破滅的打撃を受けることは必至であり、食料自給率を上げるといふ政府の方針や食の安全、安心な安定供給に逆行することになります。常陸太田市においても農業を基幹産業として位置づけ、地産地消を含め各種の施策を推進しております。

次世代を担う後継者が安心して農業経営ができ、また、中山間地域でのコミュニティが維持され、安定した食料供給、国土・環境保全を図るためにも T P P 交渉へ参加することには反対であり認めることはできません。

よって、国においては、国内農業を守り農村の振興を図るため、T P P 交渉に参加することがないよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。平成 22 年 12 月 24 日、常陸太田市議会。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣あてとなります。

以上、ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（茅根猛君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第 11 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第11号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長（茅根猛君） これより討論を行います。
討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（茅根猛君） 採決いたします。
お諮りいたします。

議員提案第11号T P P交渉への参加反対に関する意見書の提出については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第11号については、原案可決することに決しました。

議長（茅根猛君） 以上をもって、今期定例会の議事は、すべて議了いたしました。
閉会に先立ち、市長のごあいさつを願います。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 平成22年第6回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、12月13日から本日までの12日間の会期でございました。その間、条例の一部改正、指定管理者の指定、各会計補正予算など全案件につきまして審議を賜りました。すべての案件について原案のとおり可決をいただき、まことにありがとうございました。議員の皆様のご慎重かつ熱心なご審議に対し、心から感謝申し上げます。

また、審議の過程でいただいたご意見、ご要望、ご提言につきましては、それぞれの趣旨を十分に配慮してまいりたいと存じます。

次に、2点ご報告をさせていただきたいことがございます。

1点目は、子ども手当についてでございます。今月20日に子ども手当に関する関係5閣僚会合が行われまして、今年度限りの暫定措置でありました児童手当分の地方負担の継続や、保育料と学校給食費の天引き制度の導入などを明らかにした平成23年度子ども手当の政府案が示されたところでございます。これまでも地方6団体として要望してまいりましたが、子ども手当のような全国一律の現金給付は国が担当し負担をすべきものと考えますので、地方負担が再び継続されることはまことに遺憾でございます。一方、保育料や学校給食費の天引き制度の導入につきましては、住民間の公平、公正を確保する観点から大変好ましいことであると考えております。

平成24年度以降は、国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含めて十分な協議、検討がされ、地方の理解が得られる制度改正が行われることを強く期待をしております。

2点目は、峰山中学校校舎の竣工式についてでございます。多様な学習空間を備え、環境等へ

配慮した校舎として建築を進めておりましたが、峰山中学校の校舎がまもなく完成し、その竣工式を来年1月21日(金曜日)に行います。議員各位にもご出席をいただければ幸甚でございます。

これからさらに厳しい寒さに向かう季節でございます。皆様にはご自愛をいただきまして、幸多き新年を迎えられますことを心からお祈り申し上げまして閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

議長(茅根猛君) 今期定例会は、12月13日から本日まで12日間、議員各位には、本会議、委員会を通し慎重にご審議を賜り、議事運営にご協力くださいましたことを心から感謝申し上げます。

以上をもって、平成22年第6回常陸太田市議会定例会を閉会いたします。

午前10時48分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員